

第4章 加入員

(加入員)

第36条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く。）とする。

(加算適用加入員)

第36条の2 加入員のうち65歳未満の者を加算適用加入員とする。

(資格取得の時期)

第37条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第38条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。
- (6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(資格の得喪に関する特例)

第39条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第40条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2・加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。ただし、第68条第1項の規定に基づき第2種退職年金の支給に関する義務を企業年金連合会(以下「連合会」という。)に移転した者については、この限りでない。

(加算適用加入員期間)

第40条の2 加算適用加入員であった期間を加算適用加入員期間とする。

2・加算適用加入員期間を計算する場合は、月によるものとし、加算適用加入員の資格を取得した月から、その資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

3・加算適用加入員の資格を喪失した後、再びこの基金の加算適用加入員の資格を取得したときは、前後の加算適用加入員期間を合算する。ただし、脱退一時金の支給を受けた者又は第70条の2から第70条の4までの規定に基づき脱退一時金相当額の移換若しくは交付を行った者については、この限りでない。